

地域生活への移行・地域生活の支援について

入院中から退院・退所までの支援の充実について……2

住まいの場の確保について……………15

地域生活を支える福祉サービス等の充実について…31

入院中から退院・退所までの支援の充実について

今までの議論の整理と今後の検討の方向性(論点整理)【抜粋】

(1) 相談支援について

(地域生活の拡充のための相談支援について)

- 精神障害者の地域生活の支援を一層充実する観点から、現在、都道府県が行う「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が主に担っている病院や施設からの退院・退所時の支援に加え、民間住宅等への入居時や地域生活における緊急時の支援、成年後見制度等の精神障害者の権利擁護に関わる支援等、個々の精神障害者が適切な支援を受けられるよう、その評価や地域における体制のあり方も含め、障害者自立支援法に基づく相談支援の充実について検討すべきではないか。

(4) 入院中から退院・退所までの支援の充実について

(退院・退所する精神障害者への支援)

- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」等による取組を踏まえ、入院・入所している精神障害者の退院・退所時の個別の支援や地域生活支援を行う機能や、地域資源の開発等、地域移行・地域定着に必要な体制整備を行う機能の充実について検討すべきではないか。

(長期入院・入所者に対する支援)

- 長期にわたり入院や入所している精神障害者については、退院後の生活について不安を抱く場合が少なくないと考えられることから、病院や施設から地域生活への移行に先立って、試行的にグループホームや民間賃貸住宅等での生活を体験できる仕組みについて検討を行うべきではないか。

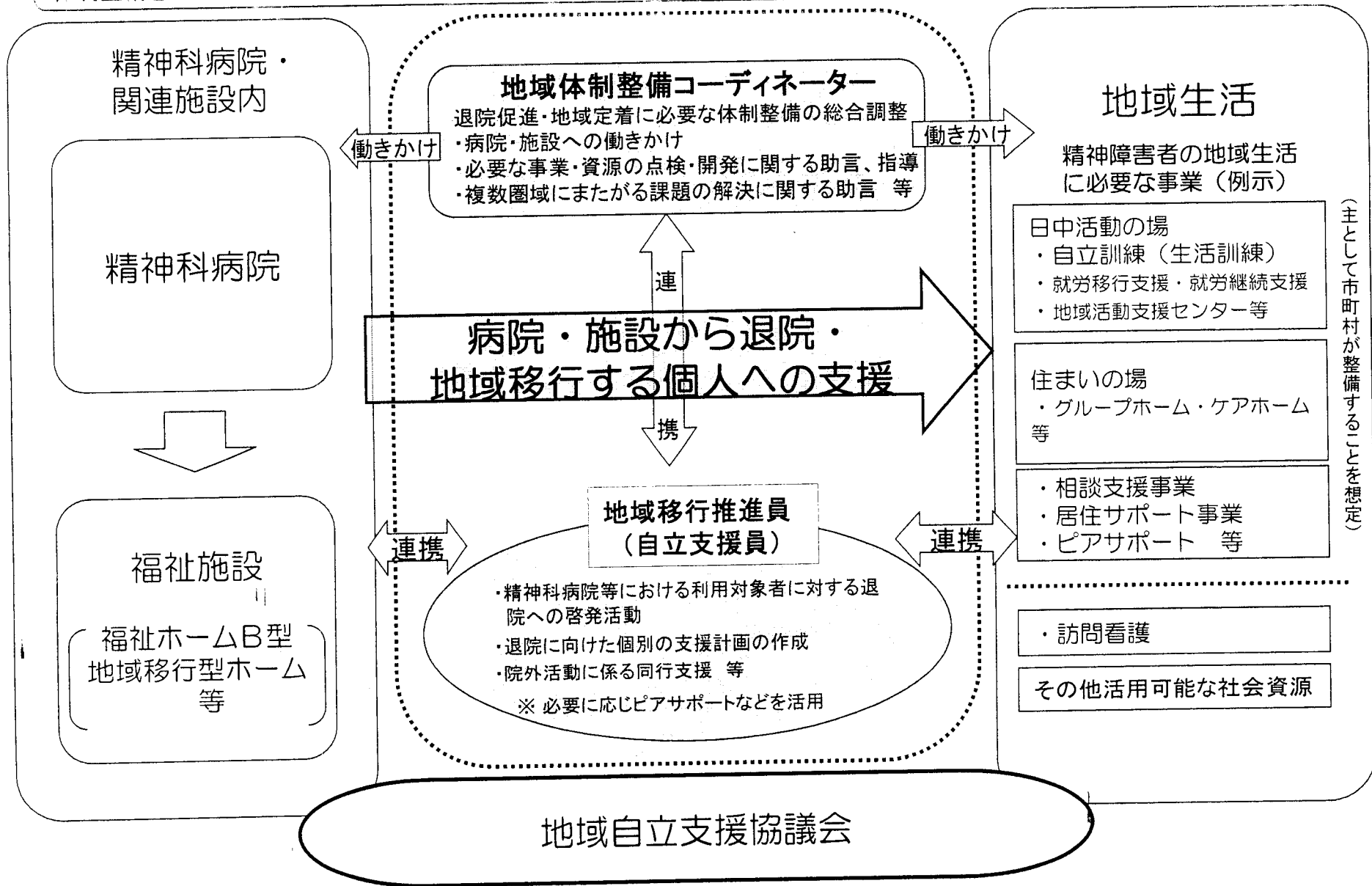
(病院における地域移行に向けた取組の推進)

- 退院に向けた支援を含めた病院における地域移行の取組について、これまでの診療報酬等における対応を踏まえつつ、その推進のための方策について更に検討すべきではないか。

精神障害者の地域移行支援体制構築事業（秋田県・徳田）

事業の概要

支人条件が整えば可能な精神障害者の退院促進や地域生活支援を行う地域移行推進員が活躍することにより、地域生活支援体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。

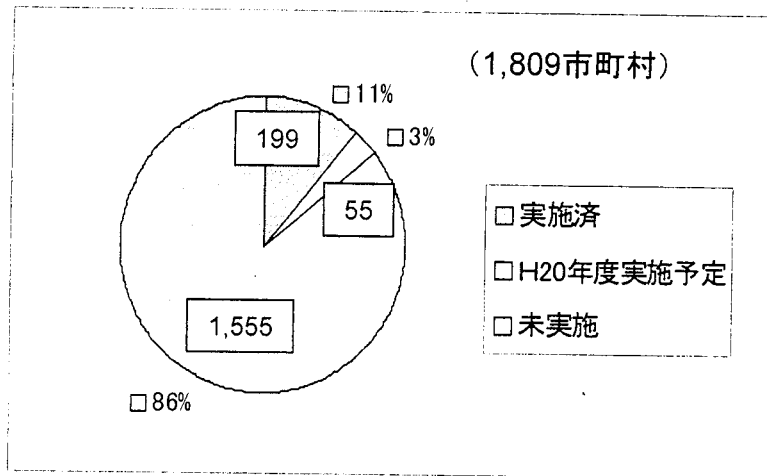


居住サポート事業の実施状況について

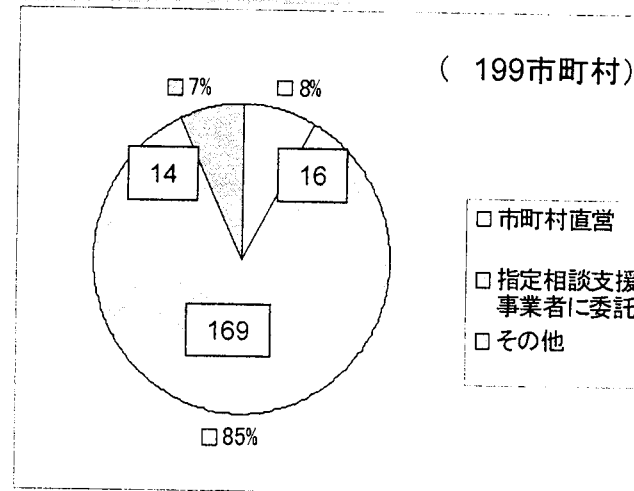
平成20年4月1日現在

- 賃貸契約による一般住居（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業。

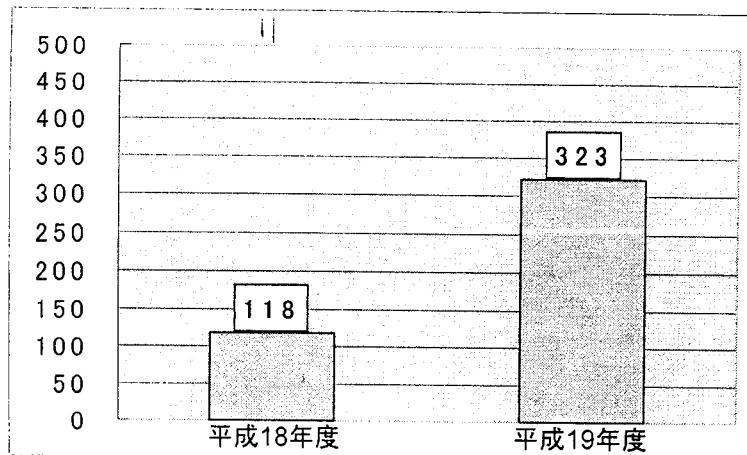
市町村の実施状況



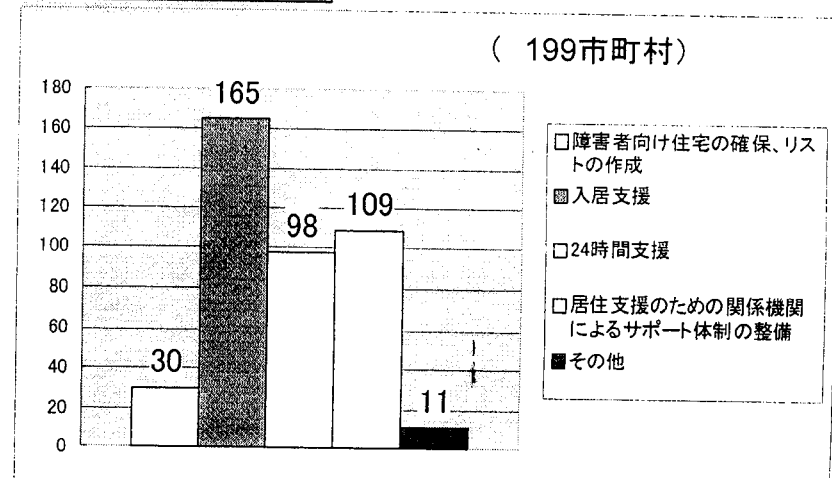
事業の実施方法



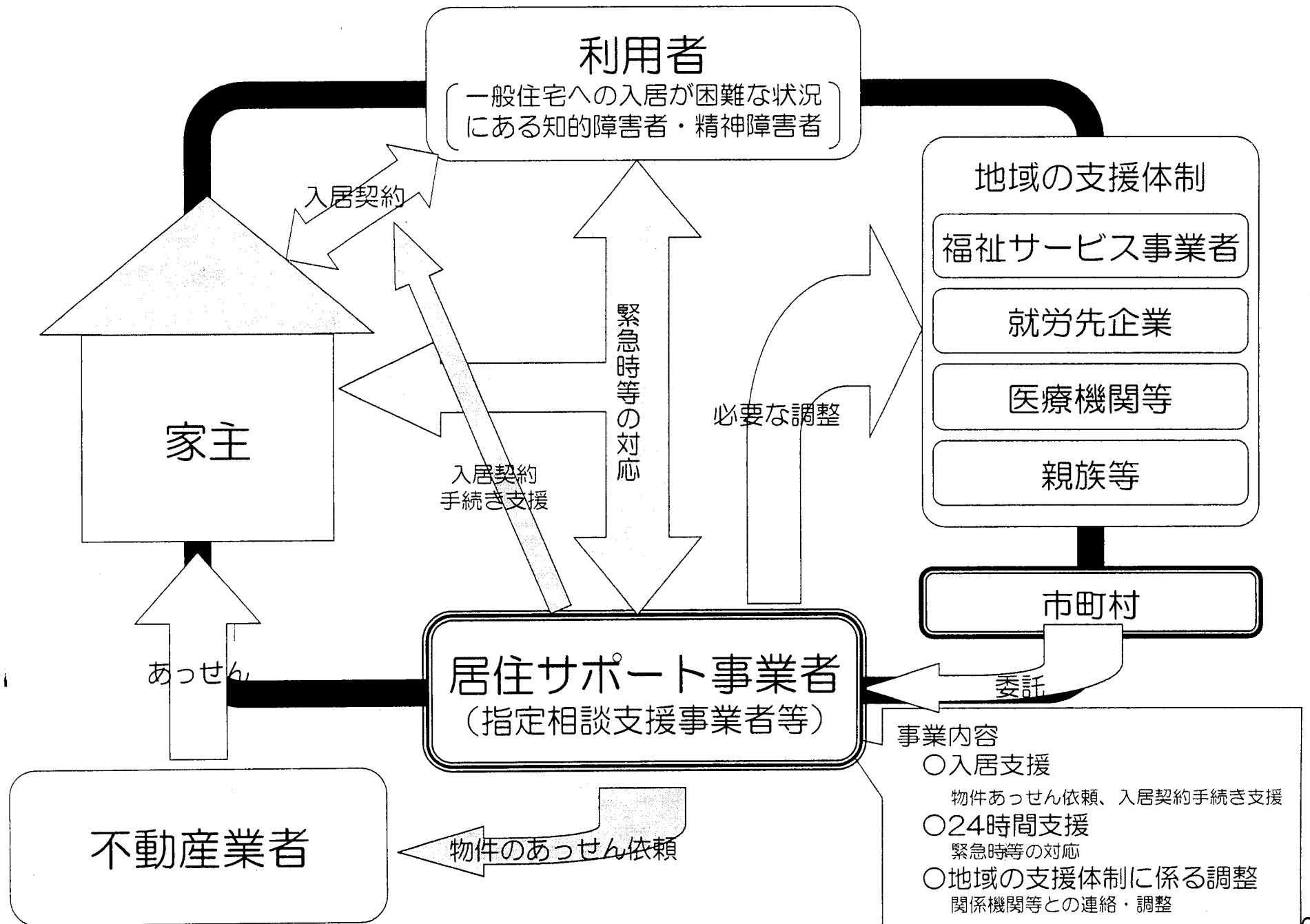
入居に結びついた件数(比較)



主な業務内容



居住サポート事業（イメージ図）



「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」と 「あんしん賃貸支援事業」の連携について

1 趣 旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を創設したところです。

また、今般、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」を実施するところです。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠。

2 住宅入居支援事業（居住サポート事業）について

（１）事業概要

民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

（２）実施主体

市町村（複数市町村による共同実施、相談支援事業者等への委託できる）

（３）事業の具体的な内容

- ① 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）
- ② 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。）
- ③ 居住支援のための関係機関等によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関等から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

(1) 連携のあり方

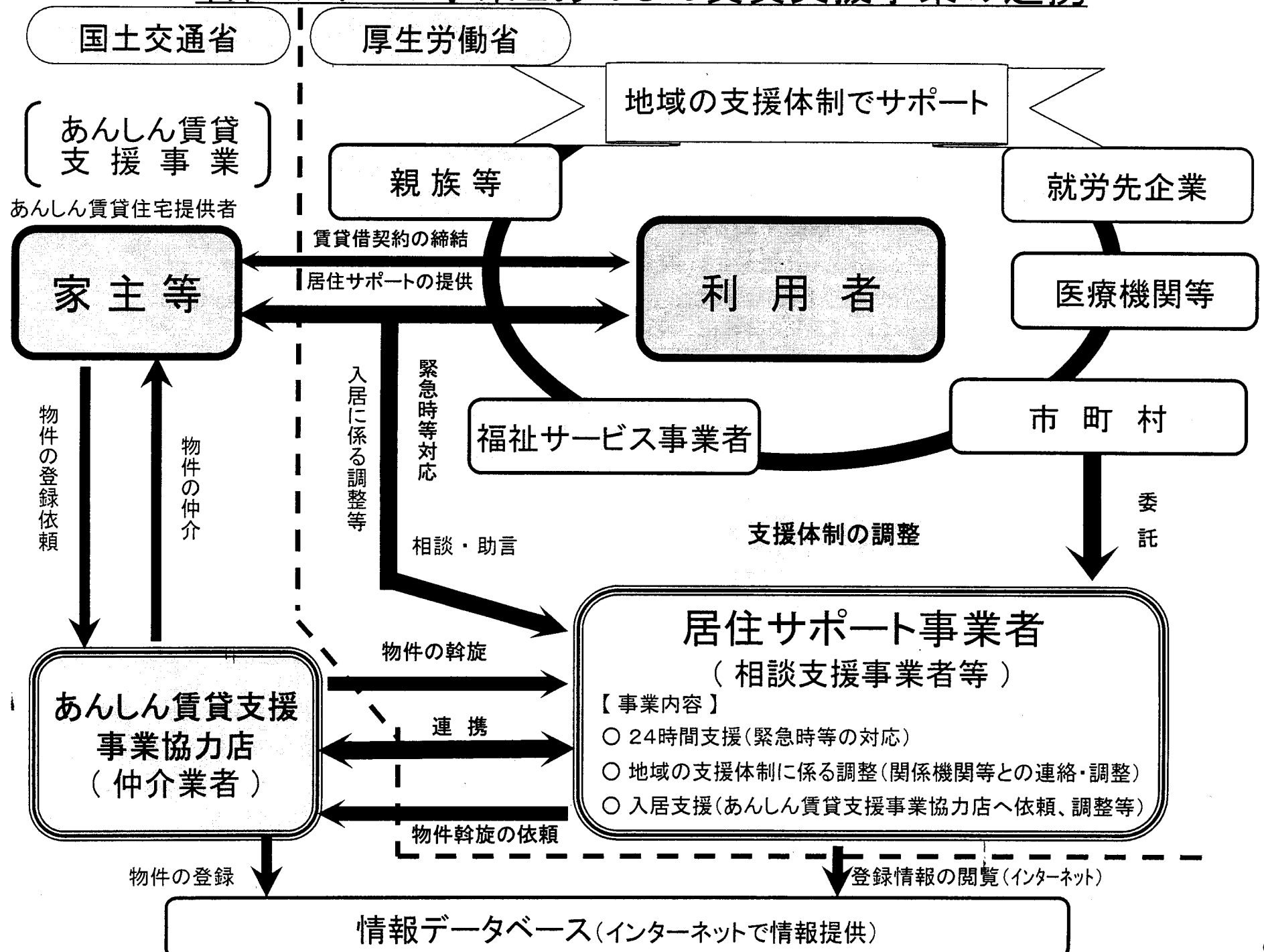
実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店（仲介業者。以下「協力店」という。）が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援（緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等）については、居住サポート事業者（相談支援事業者等）が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援（入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等）は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

◎ 支援・連携の流れ（例）

- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件（あんしん賃貸住宅として登録されていない）がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かり易く説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



退所・退院時における報酬上の評価について①

1. 障害者支援施設からの退所時

地域移行加算 500単位（退所前・退所後の2度の加算が可能。）

【要件】（1）対象者：入所期間が1月を超えると見込まれる利用者

（2）要件：

①退所前：障害者支援施設の職員が、ア：退所後の生活について相談援助を行い、

イ：かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、

当該利用者及びその家族等に対して退所後の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合

②退所後：退所後30日以内に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に相談支援を行った場合

2. 精神科病院からの退院時

① 精神科地域移行実施加算：5点（1日につき）

【要件】（1）対象者：精神病棟における入院期間が5年を超える患者

（2）要件：地域移行を推進する専門の部門を設置する保険医療機関において、退院調整を実施し、計画的に地域への移行を進めた場合に、当該保険医療機関の精神病棟の入院患者について算定

（※保険医療機関は、精神病棟における入院期間が5年を超える患者数を直近の1年間5%以上減少させた実績がある機関をいう。）

② 精神科退院指導料：320点（イの場合は、精神科地域移行支援加算として更に200点加算）

【要件】ア（ア）対象者：入院期間が1月を超える精神障害者である患者又はその家族等

（イ）要件：医師・看護師等が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合、入院中1回限り算定。

イ（ア）対象者：入院期間が1年を超える精神障害者である患者又はその家族等

（イ）要件：医師・看護師・作業療法士・精神保健福祉士が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行い、当該患者が退院した場合、退院時1回限り算定

退所・退院時における報酬上の評価について②

③ 精神科退院前訪問指導料： 380点

- 【要件】（１）対象者：退院して患家に復帰又は精神障害者施設に入所する予定である入院中の精神障害者又は家族等の退院後患者の看護や相談に当たる者
- （２）要件：（ア）入院中の患者の退院に先立って、患家等を訪問し、当該患者又はその家族に対して、退院後の療養上の指導等を行った場合に、入院中3回（入院期間が6月を超えると見込まれる患者については、入院中6回）に限り算定。
- （イ）看護師、精神保健福祉士等が共同して訪問指導を行った場合は、更に320点加算。

障害者の所在〃世計估〃

56.8万人

《施設・病院》

障害者施設(身体)

8.7万人(※1)

障害者施設(知的)

12.8万人(※1)

精神科病院等

35.3万人(※1)

667.0万人(※1)

《在宅》

自宅等

家族と同居等

575.7万人

身体 318.6万人(※1)
知的 38.1万人(※1)
精神 219.0万人(※2)

单身

88.4万人

身体 39.0万人(※1)
知的 1.7万人(※1)
精神 47.7万人(※2)

グループホーム
ケアホーム

2.5万人

知的 2.0万人(※3)
精神 0.5万人

福祉ホーム

0.4万人

身体 0.1万人(※3)
知的 0.1万人(※3)
精神 0.3万人

- ※1 身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成17年の調査等による推計。
なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
- ※2 (平成15年)精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査による推計。
- ※3 平成18年社会福祉施設等調査より。

課題

(地域移行を支えるコーディネート機能)

- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による地域移行推進員による支援
 - ・ 病院等を訪問し、利用者に対する相談・助言を行いながら「個別支援計画」を作成
 - ・ 計画に基づいて、退院に向けて、院外活動(福祉サービスの見学・体験、地域生活準備等)へ同行支援
- 病院等からの精神障害者の地域移行については、このような取組が全国的に展開されることが期待される。

(居住サポート事業)

- 施設や病院に長期間入所・入院していた場合、将来を見据えて家族との同居から一人暮らしに移行する場合、また、グループホーム・ケアホームで生活習慣等を身につけた者が一人暮らしに移行する場合などに、住まいの場を確保するとともに、その後の生活においても、例えばトラブルが生じた場合にサポートしてくれる人がいれば、家主等にとっても、障害者本人にとっても、安心して地域で暮らすことができる。
- 現在の居住サポート事業の実施市町村は約1割であり、こうした入居支援や緊急時のサポートについて、充実を図っていくことが必要。

(宿泊等の体験)

- 施設や病院に長期間入所、入院している者については、施設・病院の外での生活に、徐々に慣れていくことにより、円滑な移行や不安の解消が可能。
- 現行の仕組みでは、退所・退院後には自立訓練事業により生活訓練を受けることができるが、入所・入院中の段階に、グループホーム等を体験利用したり、居宅において障害福祉サービスを利用して過ごす体験をした場合、給付の対象外とされており、事業者等の任意の取組として行われている状況。

(家族との同居からの地域移行)

- 例えば親と同居している障害者が、親が亡くなった後、地域生活の選択肢が考慮できないまま施設に入所せざるを得ないというケースや、家族に事故等があった場合に、地域生活を継続することが容易ではないというケースが考えられる。
- こうしたケースを含め、なるべく地域での生活を継続していくためには、家族と同居しているうちから障害福祉サービスを利用したり、グループホーム等での生活に移行したりすることが必要であり、そのための支援が重要。

(参考) ケアホームの入居前の住居 入所施設 44.9%、病院3.3%、養護学校1.2%
(平成19年度調査研究事業より) 自宅 43.4% (* 回答者512人の内訳)

検討内容

(地域移行を支えるコーディネート機能)

- 障害者施設に入所している者や、精神科病院に入院している者であって、退所・退院が可能である者の地域移行を支えるため、入所・入院中の段階から、退所・退院に向けた相談や計画的な支援についての調整、更には実際の支援を行う取組について、全国的に実施されるよう、充実させていくことが必要ではないか。

(緊急時のサポートの充実)

- 障害者が地域において安心して暮らすことができるよう、入居に関する支援や、緊急時に対応できる24時間のサポート体制などについて、充実を図っていくべきではないか。

(移行のための宿泊等の体験を支える給付)

- 退所・退院後に自立訓練事業により生活訓練を受けることに加えて、地域移行を希望している者について、入所・入院中の段階から、宿泊等の地域生活の体験ができるような仕組みが必要ではないか。

(家族との同居からの地域移行)

- 地域移行を考えるに当たっては、施設や病院からの移行だけではなく、できるだけ地域生活を継続していくという観点から、家族と同居しているうちから障害福祉サービスを利用したり、グループホーム・ケアホーム等の地域での生活に移行したりするための支援が重要であり、ケアマネジメントを行う際などに、こうした取組を進めていくこととしてはどうか。